

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が拡大されましたので、お知らせします。各大学等におかれては、これまでの通知等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染対策の徹底と学生の学修機会の確保の両立に向けての対応をお願いします。

2 文科高第 9 4 7 号
令和 3 年 1 月 1 4 日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について (周知)

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言 (以下「緊急事態宣言」という。)」の対象区域に、7 府県 (栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県) が加えられ、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました (本通知末尾参照)。

各大学及び高等専門学校 (以下「大学等」という。) におかれては、令和 3 年 1 月 5 日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について (周知)」及び令和 3 年 1 月 8 日付高等教育局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について (周知)」等を踏まえ、感染対策の一層の徹底や、学生の学修機会の確保等に御配慮をいただくようお願いします。

なお、緊急事態宣言の対象区域に所在する大学等における教職員の出勤等については、令和 3 年 1 月 8 日付高等教育企画課事務連絡「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため

の取組について（周知）」においてお知らせしているところであり、このたび対象区域に追加された7府県に所在する大学等におかれても、同事務連絡の趣旨を踏まえ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

（関係資料）

■新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年1月13日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030113.pdf

■令和3年1月5日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について（周知）」

https://www.mext.go.jp/content/20210106-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf

■令和3年1月8日付高等教育局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（周知）」

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_04.pdf

■令和3年1月8日付高等教育企画課事務連絡「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について（周知）」

https://www.mext.go.jp/content/20210112-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

文部科学省高等教育局 高等教育企画課（内2482）

E-mail: koutou@mext.go.jp